

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県薬事法関係手数料徴収条例

第一条中「及び薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。)」を削る。

第三条中「許可、承認若しくは調査の申請があったとき又は身分証明書若しくは許可証の交付、書換え交付若しくは再交付をする」を「申請又は出願があった」に改める。

別表六の項中「交付」の下に「の申請」を加え、同表七の項中「の規定による配置従事者身分証明書」を「に規定する身分証明書」に改め、「書換え交付」の下に「の申請」を加え、同表八の項中「の規定による配置従事者身分証明書」を「に規定する身分証明書」に改め、「再交付」の下に「の申請」を加え、同表二十八の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「再交付」の下に「の申請」を加え、同表三十の項とし、同表二十七の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に、「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「書換え交付」の下に「の申請」を加え、同項を同表二十九の項とし、同表二十六の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、「再交付」の下に「の申請」を加え、同項を同表二十八の項とし、同表二十五の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に、「第五条」を「第五条第一項」に改め、「書換え交付」の下に「の申請」を加え、同項を同表二十七の項とし、同表二十四の項中「第八十条」を「第八十条第二項」に、「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第六項において準用する同条第二項」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表二十三の項中「第八十条」を「第八十条第二項」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表二十二の項中「第八十条」を「第八十条第二項」に改め、同項を同表二十四の項とし、同表二十一の項中「第八十条」を「第八十条第二項」に改め、同項を同表二十二の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>二十三 令第八十条第一項又は第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第九項前段の規定による承認事項の一部変更の承認の申請</p> <p>イ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの</p> <p>ロ 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売に係るもの</p> <p>ハ 医療用医薬品の製造販売に係るもの</p> <p>ニ 医薬品(イからハまでに掲げる医薬品を除く。)の製造販売に係るもの</p> <p>ホ 医薬部外品の製造販売に係るもの</p> <p>ヘ 医療機器の製造販売に係るもの</p>	<p>九十円</p> <p>二万二千四百円</p> <p>十万五千三百円</p> <p>三万二千六百円</p> <p>二万三千九百円</p> <p>六万五千六百円</p>
--	---

別表二十の項中「第八十条」を「第八十条第二項」に改め、「第十四条第六項」の下に「(同条第九項後段において準用する場合を含む。)」を加え、

「第九項」を「第九項前段」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項を削り、同表十八の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に改め、同項を同表二十の項とし、同表十七の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第七項において準用する同条第二項」に改め、同項イ中「製造業」の下に「の許可」を加え、同項を同表十九の項とし、同表十六の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に改め、同項を同表十八の項とし、同表十五の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十四の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十三の項中「第八十条」を「第八十条第一項又は第二項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十二の項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、「再交付」の下に「の申請」を加え、同項を同表十四の項とし、同表十一の項中「令第四十五条」を「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）第四十五条第一項」に改め、「書換え交付」の下に「の申請」を加え、同項を同表十三の項とし、同表中十の項を十二の項とし、九の項を十一の項とし、八の項の次に次の二項を加える。

九 法第三十六条の四第一項（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による試験の受験の出願	一万七千六百円
十 法第三十六条の四第二項（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による登録の申請	一万円

別表に次の二項を加える。

三十一 省令第五百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請	二千円
三十二 省令第五百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請	二千九百円

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、題名、第一条及び第三条の改正規定、別表の改正規定（同表八の項の次に二項を加える部分及び同表に二項を加える部分を除く。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の施行の日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県薬事法関係手数料徴収条例別表の規定の適用については、同表三の項中「許可」とあるのは、「許可又は薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十九条第一項の規定により行う同法による改正後の法（以下「新法」という。）第二十六条第一項（新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による店舗販売業の許可、新法第三十条第一項の規定による配置販売業の許可、新法第三十四条第一項の規定による卸売販

売業の許可若しくは新法第八十三条の二の二第一項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可」とする。

秋田県条例第十三号

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県病院事業使用料等徴収条例（昭和二十九年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表死体の処置の項中「一、〇五〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 普通個室のうち浴室が備えられていないものを使用するときの使用料の額は、この表の規定にかかわらず、一日につき三千百五十円とする。

別表第二診断書の交付の項中「二、一〇〇円」を「三、一五〇円」に、「一、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表証明書の交付の項中「一、〇五〇円」を「一、五七〇円」に改め、同表検案書の交付の項中「二、一〇〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表の備考中「ときの」の下に「二通目からの」を、「この表」の下に「の規定」を加え、「二通目からは」を削り、「二百円」を「二百十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に依頼を受けた死体の処置に係る使用料の額並びに同日前に依頼を受けた診断書、証明書及び検案書の交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。

秋田県条例第十四号

秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年秋田県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表秋田県立脳血管研究センターの項中「放射線科」を「リハビリテーション科 放射線科」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第十五号

秋田県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

秋田県公害紛争処理条例（昭和四十五年秋田県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「申立て」の下に「(以下「参加の申立て」という。)」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた事件につき当該調停の申請人又は参加人がその旨の通知を受けた日から二週間以内にした仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停に係る参加の申立てについて納付した手数料の額を控除した額とする。

第七条第二項の表中「法第二十三条の四第一項の規定による」を削り、同条第四項中「納めなければ」を「納付しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、令第六条の規定により調停を求める事項の価額を増加する場合における増加後の価額につき納付すべき手数料の額と納付した手数料の額との差額に相当する額については、同条の規定による申請をするときに納付しなければならない。

第七条第五項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第十六号

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例

秋田県公害防止条例(昭和四十六年秋田県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十二条の二」に、「第五十二条の二」を「第五十二条の三」に改める。

第五十二条の二の見出しを削り、第四章の二中同条を第五十二条の三とし、第四章に次の一条を加える。

(指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準)

第五十二条の二 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十九条(同法第二十二条において準用する場合を含む。)の条例で定める構造及び使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。

一 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和六十年政令第三十七号)第六条第一号に掲げる施設又は同令第十条に規定する施設の構造及び使用の方法に関する基準

(一) 豚房、牛房及び馬房並びにこれに接する畜舎の通路等並びに汚物だめ及び汚水だめ(以下「豚房等」という。)は、汚物又は汚水(以下「汚物等」という。)がその外部へ流出せず、かつ、その地下へ浸透しない構造であるとともに、雨水が浸入しない構造であること。

(二) 豚房等は、汚物等を除去することができる構造であること。

- (三) 汚物等がその外部へ流出せず、かつ、その地下へ浸透しないとともに、雨水が浸入しないように豚房等を点検し、かつ、使用すること。
- (四) 豚房等から汚物等を搬出する際に汚物等が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (五) (一)から(四)までの規定にかかわらず、(一)から(四)までに掲げる基準の全部又は一部を満たすことができない場合は、当該基準を満たした場合と同等以上の効果を有すると知事が認める措置を講ずること。

二 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第二号に掲げる施設の使用の方法に関する基準

- (一) 飼料は、網いけすの外へ散布せず、かつ、残さを生じさせないように投与すること。
- (二) 死魚は、湖沼水質保全特別措置法第三条第二項に規定する指定地域内の公共用水域から除去し、かつ、処分すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第十七号

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和三十九年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営仙北平野土地改良事業の項中「法」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第二百六十六条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)」に改め、同表国営田沢疏水土地改良事業の項及び国営能代総合農地開発事業の項中「法」を「旧法」に改め、同表国営馬場目川下流土地改良事業の項を削る。

第四条第一項の表国営馬場目川下流土地改良事業の項を削る。

第五条第一項の表国営能代総合農地開発事業の項中「法」を「旧法」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「同条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定(同表国営馬場目川下流土地改良事業の項を削る部分を除く。)及び第五条第一項の表の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第十八号

秋田県中小企業振興基金条例を廃止する条例

秋田県中小企業振興基金条例(昭和三十九年秋田県条例第二十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

秋田県条例第十九号

秋田県港湾施設特別利用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県港湾施設特別利用料徴収条例（昭和五十二年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「及び徴収期間」を削り、同条中「及び徴収期間は、次のとおり」を「は、貨物一トンにつき二十八円」に改め、同条の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第二十号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例（平成十四年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表県営南ヶ丘住宅の項中「県営南ヶ丘住宅駐車場」を「県営南ヶ丘住宅集会所 県営南ヶ丘住宅駐車場」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十一号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「三、八〇三人」を「三、七三〇人」に改め、同号(二)中「二八四人」を「二六八人」に改め、同号(三)中「学校栄養職員」を「栄養教諭及び学校栄養職員」に改め、同号(四)中「三三人」を「三〇人」に改め、同号(五)中「二八九人」を「二七四人」に改め、同条第二号(一)中「二、三三六人」を「二、二九八人」に改め、同号(二)中「一三九人」を「一三六人」に改め、同号(三)中「学校栄養職員」を「栄養教諭及び学校栄養職員」に、「一三人」を「一人」に改め、同号(四)中「一三六人」を「一三四人」に改め、同条第三号中「学校栄養職員」を「栄養教諭及び学校栄養職員」に、「七七人」を「八三人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、三六九人」を「二、三五九人」に改め、同条第二号(一)中「一二六人」を「一一一人」に改め、同号(二)中「二〇人」を「九人」に改める。

第三条第二号(一)中「八三一人」を「八三四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十二号

秋田県立体育館条例の一部を改正する条例

秋田県立体育館条例(昭和四十三年秋田県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

一 貸切使用する場合の使用料

(一) 大体育場及び小体育場の使用料

区		分		使 用 料 の 額 (一時間につき)		
大体育場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する時	使用者が主として児童生徒のために使用する時	午前九時から午後一時まで	七二〇円	八二〇円
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する時	一、五四〇円	一、七四〇円	三、〇五〇円
		その他の催物に使用する時	平日	六、一七〇円	六、八八〇円	一、二、二七〇円
			土曜日・日曜日・休日	七、三四〇円	八、二五〇円	一、四、七七〇円

小体育場	入場料を徴収する場合		アマチュアスポーツに使用するとき		その他の催物に使用するとき		その他の催物に使用するとき	
	アマチュアスポーツに使用するとき		営利を目的とする催物であるとき		営利を目的としない催物であるとき		営利を目的とする催物であるとき	
	使用者が主として児童生徒のために使用する時		使用者が主として児童生徒のために使用する時		使用者が主として児童生徒以外の方のために使用する時		使用者が主として児童生徒以外の方のために使用する時	
	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
	一、六七〇円	一、九二〇円	三、五〇〇円	四、〇三〇円	七、三〇〇円	一、六七〇円	一、九二〇円	三、四七〇円
	二七、六〇〇円	三四、五〇〇円	二八、七五〇円	二二〇円	三九〇円	二七、六〇〇円	三四、五〇〇円	六〇、七七〇円
	二一、五〇〇円	一七、二五〇円	一四、三八〇円	四六〇円	八〇〇円	二一、五〇〇円	一七、二五〇円	五〇、六〇〇円
	一三、八〇〇円	一七、二五〇円	一四、三八〇円	四六〇円	八〇〇円	一三、八〇〇円	一七、二五〇円	三〇、三四〇円
	一、六一〇円	一、七九〇円	一、六一〇円	一、七九〇円	三、一九〇円	一、六一〇円	一、七九〇円	三、一九〇円
	一、九一〇円	二、一五〇円	一、九一〇円	二、一五〇円	三、八四〇円	一、九一〇円	二、一五〇円	三、八四〇円

備考

- 一 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 二 この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 三 この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるとき

は当該端数を一時間とする。

四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。

五 大体育場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもつて使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

(一) 附属施設及び附属設備の使用料

区	分	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき
トレーニング室	一時間につき	四六〇円	一時間につき 五八〇円
会議室	一時間につき	二八〇円	一時間につき 四一〇円
ステージ	一時間につき	二八〇円	一時間につき 四一〇円
浴室	一回につき	六九〇円	一回につき 九一〇円
温水シャワー	一室一時間につき	二八〇円	一室一時間につき 四一〇円
電光掲示板	一組一時間につき	四六〇円	一組一時間につき 五八〇円
ピアノ	一時間につき	四六〇円	一時間につき 五八〇円
いす	一脚一回につき	二〇円	一脚一回につき 二〇円
放送設備	入場料を徴収しない場合	一時間につき 三五〇円	一時間につき 四六〇円
	入場料を徴収する場合	一時間につき 六九〇円	一時間につき 九一〇円

備考

一 この表に掲げる施設（浴室を除く。）及び設備（いすを除く。）の使用については、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時